



## 特定小電力無線局

最近、私達の身の周りには、電波を利用する機器や設備が溢れるほどに多く普及しています。その中には、利用するに当たって免許や資格が要らない「特定小電力無線局」制度を適用している機器や設備が数多く含まれています。ここでは、特定小電力無線局の制度と内容について簡単に解説します。

### 特定小電力無線局の制度

我が国の電波法において、「特定小電力無線局」は、「小電力無線局」の中に含まれるカテゴリの一つとして区分されています。まず、小電力無線局の定義を電波法から抜粋して以下に示します。

「第4条(無線局の開設): 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局についてはこの限りでない(以下1~3号まで規定)。」

小電力無線局はさらに、「コードレス電話の無線局」、「特定小電力無線局」、「小電力セキュリティシステムの無線局」、「小電力データ通信システムの無線局」、「デジタルコードレス電話の無線局」、「PHSの陸上移動局」、「狭域通信システムの陸上移動局」、「5GHz帯無線アクセスシステム」の8つカテゴリに区分されています。これらのカテゴリはすべて、前記第4条の3号に該当し、下記のように規定されています。

表1 特定小電力無線局の用途と利用例

用途	周波数帯	通信の内容	主な利用例	
テレメータ テレコントロール	400MHz帯	データ	遠隔地測定データの伝送、機械/クレーン/ロボットなどのリモコン	
データ伝送	伝送速度 4.8kbps以下	400MHz帯	データ	コンピュータ~プリンタ間のデータ伝送、パソコン端末の無線接続、
	伝送速度 32kbps	1,200MHz帯	データ	店舗における注文入力、倉庫における在庫管理
医療用テレメータ	400MHz帯	データ	心電図や脳波波形など生体信号の伝送	
無線呼出し	400MHz帯	データ/ 音声呼出し	構内ページング	
ラジオマイク	70/322/800MHz帯	音声	舞台などの高品質ワイヤレスマイク	
補聴援助用ラジオマイク	70MHz帯	音声	ワイヤレス補聴器	
無線電話	400MHz帯	音声/データ	レジャー、工場内業務連絡	
移動体識別	2,450MHz帯	データ	コンテナヤードや鉄道における車両の行先管理	
ミリ波レーダー	60/76GHz	データ	車両衝突防止用車間距離の制御	
ミリ波画像伝送	60GHz	画像/データ	近距離における映像・データの伝送	
ミリ波データ伝送				
音声アシスト	70MHz帯	音声	視覚障害者への音声情報の提供	
移動体検知センサ	10/24GHz帯	電波センサ	高齢者の安全対策や防犯用侵入探知	

「空中線電力<sup>注1)</sup>が0.01ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、第38条の2第1項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの。」



図1 無線データ通信モデム(形式: RMD2)

上記の条文中にある、「技術基準適合証明」とは、無線設備を利用するに当たって、免許や資格を不要とする代わりに、無線設備が電波法に定められた技術基準に適合していることを証明するものであり、証明を受けた設備にはラベルが貼られます。実際の証明業務とマークの発行は総務大臣が指定した機関が代行しています。

### 特定小電力無線の用途

小電力無線局の中でも、「特定小電力無線局」は多種多様な用途に、簡便に利用することができます。表1に特定小電力無線局の用途と利用例をまとめて示します。エム・システム技研のテレメータ機器である、無線データ通信モデム(形式: RMD2)<sup>注2)</sup>特定小電力無線局の制度を利用する製

品の一つです(図1参照)。

### (参考文献)

東海総合通信局ホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

注1) 空中線電力: 送信機からアンテナに供給する送信用電力

注2) 本誌2002年8月号の記事をご参照ください(エム・システム技研ホームページ <http://www.m-system.co.jp/>でも記事、仕様書をご覧ください)。

【(株)エム・システム技研  
システム技術部】